

(公印省略)
こ発第 274 号
令和 5 年 7 月 11 日

指定障がい児支援事業所等 管理者 殿

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課長

児童発達支援管理責任者研修の取扱い等について

日頃より本市の障がい児福祉の向上に御協力いただき、ありがとうございます。
このことについて、別添のとおりこども家庭庁及び厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

ついては、本市の取扱いを整理しましたので、別紙 1 及び別紙 2 の内容を十分確認の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 資料

<国通知>

- ①サービス管理責任者等に関する告示の改正について（厚労省 事務連絡）
- ②サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント（厚労省 事務連絡 別添 1～4）

<市通知>

- ③【別紙 1】実践研修の受講に必要な実務経験（O J T）について
＜変更届（記載例）を含む＞
- ④【別紙 2】やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合の
措置について＜協議書の様式を含む＞
- ⑤【別紙 3】児童発達支援管理責任者の実務経験要件について
- ⑥「よくある質問」
- ⑦質問票

2 その他留意事項

- ・本に係る問い合わせについては、回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、質問票による電子メールでの受付のみとさせていただきます。別添資料を十分に確認の上、それでも不明な点がある場合には、下記問い合わせ先に質問票を送付いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 福岡市こども未来局子育て支援部 こども発達支援課 事業所指定・指導係 Tel : 092-711-4178 Fax : 092-733-5883 Mail : syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp
